

水道課からのお知らせ

水道の工事や修繕について

1. 水道の新設・増設・変更・撤去などの場合

・この場合の工事はお客様の負担となります。銚子市指定給水装置工事業者者に工事を依頼してください。

2. 公道での水道管の漏水の場合

・水道課で修繕しますので、水道課にお電話ください。
(水道課配水班 24・800800)

3. 宅地内漏水の場合

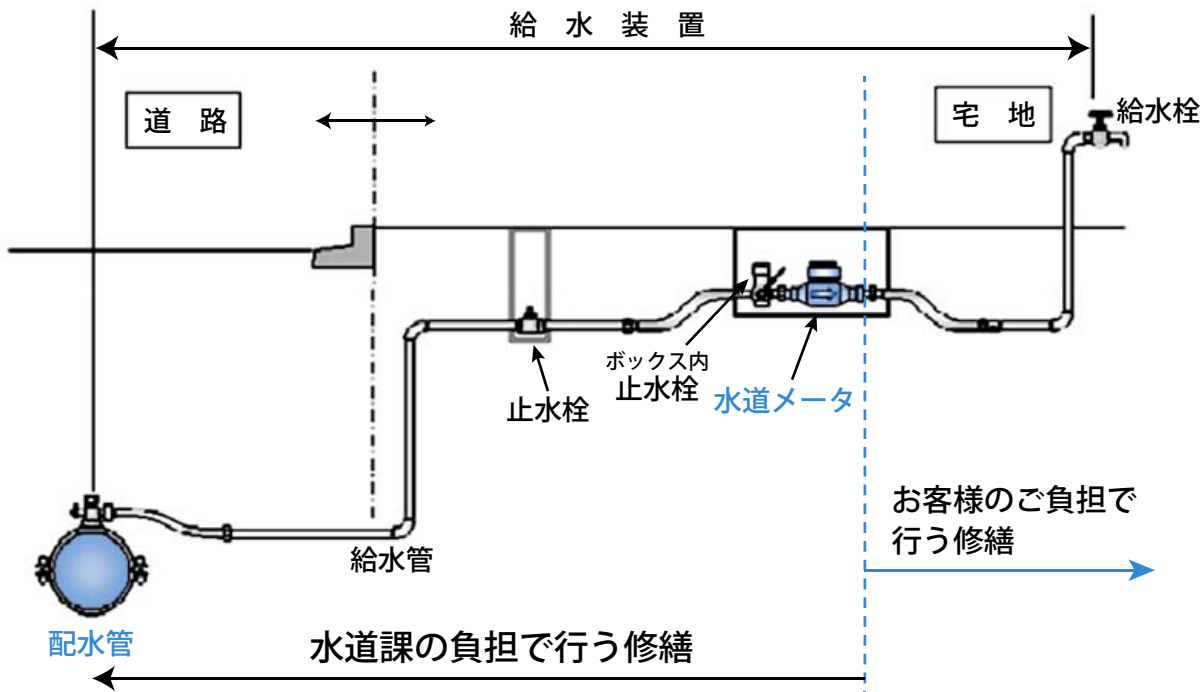
●水道課の負担で行う修繕

・水道課で修繕を行う範囲は、水道メーターまでです。(下図参照)

ただし、集合住宅などの場合は公道から最も近い宅地内の止水栓(第一止水栓)までです。

●お客様のご負担で行う修繕

・水道メーター(もしくは第一止水栓)から蛇口までの漏水については、水道課では修繕いたしません。水道課の指定を受けている銚子市指定給水装置工事業者に工事を依頼してください。



ご存知でしたか？

家庭内の漏水のみつけかた



一昨年の東日本大震災以降、住宅や関連設備等の損傷により、漏水件数が増加しています。

家庭内の漏水は、水道メーターを見ることで簡単に見つけることができます。

まず、家庭内の蛇口を全部閉めた後、水道メーターのフタを開けます。(右写真)メーターの数字の表示部の下にパイロットと呼ばれる回転体が回っていると水が流れている状態です。水を使っていないはずなのにパイロットが回転する場合は、漏水の可能性が高いです。銚子市指定給水装置工事業者にご連絡のうえ、修理した際は、料金減免の措置が受けられます。

■問合せ

水道料金センター (30) 3131